

群馬県立高等学校等1人1台端末購入支援金 Q&A

No.	区分	質問	回答	備考
1-1	対象経費	端末本体と一緒にバッグ等の附属品も買いたいのですが、附属品も対象経費に含めてよいですか。	附属品は原則対象外です。ただし、キーボードが端末本体に附属していない場合、別売りのキーボードは対象です。	
1-2	対象経費	端末本体とバッグ等の附属品のセットを買ったのですが、金額内訳が示されていないため、端末本体のみの金額がわかりません。	セット内容の金額内訳が販売事業者により示されていない場合は、例外的に、セット全ての金額を対象経費とみなします。	
1-3	対象経費	支払時に割引券を使ったのですが、端末金額から差し引く必要がありますか。	端末金額から割引分を差し引いてください。なお、ポイント使用は決済手段とみなしますので、差し引かなくて結構です。	
1-4	対象経費	端末本体と一緒にバッグ等の附属品も買いたい、支払時に○○円割引券を使いました。端末金額からどう差し引けばよいですか。	合理的な方法で割引分を按分してください（例えば、端末本体と附属品の金額が9：1であれば、割引も9：1で按分）。	
1-5	対象経費	中古品を購入する場合でも、対象になりますか。	対象にはなりますが、在学中使い続けることを考えると、望ましくはありません。仮に中古品を購入する場合でも、保障が付いたものや、いわゆる整備済品を選ぶことをおすすめします。	
2-1	支援金額	65,000円以上の端末を購入する場合、支援金額はどうなりますか。	65,000円の端末を購入したとみなして、支援金額を算定します。	
2-2	支援金額	59,800円の端末を購入しました。補助率10/10、2/3それぞれの支援金額はいくらになりますか。	<p>それぞれ以下になります。</p> <p><b>【補助率10/10の場合】</b>  <math>59,800\text{円} \times 10/10 = \underline{59,800\text{円}}</math></p> <p><b>【補助率2/3の場合】</b>  <math>59,800\text{円} \times 2/3 = 39,866.666\cdots\text{円}</math>  <math>\Rightarrow \underline{39,866\text{円}}</math></p>	
3-1	対象世帯	いつの時点の課税情報で判定されるのですか。	<p><b>手続時点</b>で取得できる<b>直近</b>の課税情報で判定します。例えば、令和7年4月の申請であれば、（令和5年分所得に基づく）令和6年度課税情報が直近となります。</p> <p><b>なお、令和6年度に定額減税があった関係から、令和7年度の住民税が課税されてから申請すると、補助率が下がる又は対象外になる方がいらっしゃいますので、申請が遅くなる方はご注意ください。</b></p>	

No.	区分	質問	回答	備考
4-1	手続方法	手続の期限はいつですか。	例年、 <b>12月末を申請期限</b> とさせていただいております。	
4-2	手続方法	オンライン申請できないので紙申請したいのですが、ホームページの指定様式を印刷することができません。	印刷環境がない場合は、各学校の事務室で指定様式を印刷してもらうことも可能です。	
4-3	手続方法	購入支援金なしで協定事業者から購入したのですが、後から購入支援金の対象であることが判明しました。今からでも手続できますか。	協定事業者以外から購入した場合と同様の方法で、申請が可能です。	
5-1	その他	iPadは、キーボードも一緒に購入しないといけないのですか。	学校に持ち込む端末は、キーボードを必須としています。iPadの場合、純正か否かは問いませんがキーボードもご準備ください。学校からのキーボード貸与はありません。	